

障害者自立支援法に関する事業者説明会（H20.2.7）質問＆回答

番号	質問事項	質問内容	回答	回答者
1	事業者コスト対策事業（諸物価高騰関係）について	障害者支援施設において、1日当たりの平均利用者数は、「日中活動の人数」と「夜間支援の人数」のどちらを算出するのか。 また、開所日数は、「日中活動サービスの開所日」と「暦日」のどちらを算出するのか。	日中活動の人数(事業別)と夜間支援の人数(施設入所支援)の平均利用者数をそれぞれ計算し、日中活動の人数の合計と夜間支援の人数とを比較して、多い人数を適用することになります。 〔例〕日中活動(生活介護、就労継続支援B型)、夜間支援(施設入所支援)実施している場合 平均利用者数が生活介護40人、就労継続支援B型20人、施設入所支援50人の場合は、60人となります。	施設福祉担当
2	事業者コスト対策事業（諸物価高騰関係）について	3月分の「利用者数」と「金額」の算出方法を、教示願いたい。	交付申請の際、2月分、3月分については、見込み数で申請願います。実績報告の際に、見込み数を実績に修正した上で、提出することとなります。	施設福祉担当
3	施設外就労等に対する助成事業について	「施設外就労推進事業」で、1ユニットの考え方を教示願いたい。	施設外就労を行う場合、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行うこととなりますが、1ユニット当たりの利用者の最低定員は3人以上とされており、職員は利用者の人員につき常勤換算方法に基づき算出した人数を配置することとなります。 なお、施設外就労を行う利用者は、利用定員の半数以下となっております。	地域生活支援担当
4	施設外就労等に対する助成事業について	「施設外就労推進事業」に、就労移行支援事業所が、該当にならない理由を教示願いたい。	当該事業が、利用者の工賃倍増の推進の一環として、施設外就労に積極的に取り組む事業所に対して助成するためです。	地域生活支援担当
5	就労の支援について	県は、平成20年度に、福祉施設に対する物品や役務の発注を、具体的に計画しているのか。	具体的な計画はないものの、今後、地方自治法施行令の改正に準じて県の規定を改正するとともに、県庁内に制度の周知を図り、役務の提供等が促進されるよう努めます。	地域生活支援担当
6	経過措置対象者の入所施設利用について	経過措置対象者(障害程度区分2)が、生活介護と施設入所支援のサービスを利用した場合、平均障害程度区分の算定は、どのように行うのか。	経過措置対象者が、生活介護や施設入所支援を利用する場合、平均障害程度区分の算定には含めず、「経過措置利用者」として職員配置や報酬算定を行うこととなります。 職員配置 生活介護...10:1以上 施設入所支援...宿直1人以上 報酬算定 生活介護...446~502単位 施設入所支援...88~115単位	施設福祉担当
7	サービス管理責任者研修について	平成20年度の具体的な研修日程を、教示願いたい。 また、平成19年度に受講申請しても、希望者全員が受講できなかった場合があったが、平成20年度は、希望者全員が受講可能なのか。	平成20年度の研修は、8月頃に開催予定であり、新年度も国際医療福祉大学に、当該研修業務を委託予定です。 また、当該研修は、実務経験の要件を満たし、相談支援従事者研修の講義部分を受講している場合は、受講は可能です。	地域生活支援担当
8	サービス管理責任者の配置について	サービス管理責任者は、前年度の平均利用者数が60人を超えない場合、契約者数に関係なく1人以上配置すれば良いのではないのか。	御質問に関して、再度、厚生労働省障害福祉課福祉サービス係に確認した結果、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」に基づき、前年度の平均利用者数が60人を超えない場合は、当該年度の契約者数に関わらず、1人以上配置することとなります。 なお、定員の超過利用に伴い、前年度の平均利用者数が60人を超える場合は、2人以上のサービス管理責任者を配置することとなります。	施設福祉担当